

一般廃棄物処理業許可証

住 所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字北八日市323番地 2
氏 名 株式会社昭和清掃興業 代表取締役 菊地 昭文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項及び第 6 項の規定により、次のとおり許可する。

令和 4 年 9 月 2 日

金ヶ崎町長 高 橋 寛 寿



許可年月日及び許可番号	令和 4 年 9 月 29 日 第 4-3 号	
事業 の 範 囲	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第 2 条第 4 項の政令で定める一般廃棄物
	営業の種別	収集・運搬
	営業の区域	金ヶ崎町内
許可期限	令和 6 年 9 月 28 日	
許可条件	<p>(1) 事業系一般廃棄物及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第 2 条第 4 項の政令で定める一般廃棄物の収集運搬。 ・収集した廃棄物は適正に分別し、減量化・再資源化に努めること。 ・運搬に際しては、飛散・流出、悪臭飛散防止をすること。</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令等関係法令を遵守すること。</p> <p>(3) 金ヶ崎町長の指示に従うこと。</p> <p>(4) 収集・運搬の状況を毎月 1 回町長に報告すること。</p>	